

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 3 年 1 月 5 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張していると解される。

所長は、却下理由に、全く意味不明なこと（・その他の理由により ・行方不明となり、管内に居住地または現在地を確認できないため）を通知書に記載し、都内で、年末年始を「東京チャレンジネット」のスタッフの方にご紹介してもらったホテルに宿泊（12 / 30 ~ 1 / 12）できたため、行方不明になっていないので、従って、本件処分を「無効」とする決定の取消しを請求するものである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 6 月 2 1 日	諮問
令和 4 年 8 月 2 6 日	審議（第 6 9 回第 2 部会）
令和 4 年 9 月 3 0 日	審議（第 7 0 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 法 1 9 条 1 項は、次に掲げる者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。

ア その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

イ 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、

その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

- (3) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

また、同条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

そして、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないとしている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、令和2年12月11日、年金受給日までの住む場所と食事の提供をしてほしい旨の請求人からの相談を受け、宿泊場所を探していた間に、本件申請を受け、請求人には住所がなく、また、提供できる宿泊場所が見つからなかったことから、年金支給日である同月15日に事務所に再度来所するよう請求人に求めていたことが認められる。

しかし、請求人は、同日に事務所に来所せず、本件申請書の記載（住所は〇〇区役所の住所であり、電話番号は記載なし）からは、処分庁から請求人に連絡を取ることができなかった。その後、請求人を名乗る者から1度電話により、決定通知書の送付先を一方的に告げたことはあっても、請求人の所在は確認できず、令和3年1月5日までに、請求人から、事務所に対し、

自身の現在地又は居住地を知らせるなどの連絡はなかったことが認められる。

そうすると、処分庁としては、請求人が処分庁の所管区域内に居住地又は現在地を有するか確認できず(上記1・(2)参照)、また、年金受給権を有する請求人の現在の要保護状態も確認できなかったものと認められる。

以上によれば、処分庁が、請求人について、保護の要否判定及び程度の決定ができないと判断して本件申請を却下したことに不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、本件処分通知書の却下の理由欄の「行方不明」は、処分庁にとって請求人の行方が分からないという程度の意味であり、住所がない請求人と連絡が取れず、請求人の現在地も居住地も確認できないとして行った本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来